



令和7年度障害福祉サービス等 事業者説明会（集団指導）

【相談支援サービス】

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援

尼崎市 福祉局 法人指導・障害福祉担当部 法人指導課

◆ 運営基準違反について ◆ ー 計画相談支援 ー

計画相談支援の業務が適切に行われていない（次の(1)~(4)に該当する）場合は、**所定単位数は算定できません。**

- (1) 計画の作成に当たってのアセスメントに係る**利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族との面接等を行っていない場合**
- (2) 計画案の**利用者又はその家族への説明並びに文書による同意及び交付を行っていない場合**
- (3) **サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取を行っていない場合**
- (4) モニタリングに係る**利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族との面接等を行っていない場合又は当該モニタリング結果を記録していない場合**

◆ 運営基準違反について ◆ ー地域移行支援ー

地域移行支援の業務が適切に行われていない（次の(1)～(5)に該当する）場合は、**所定単位数は算定できません。**

- (1) **地域移行支援計画を作成していない場合**
- (2) **計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者との面接を行っていない場合**
- (3) **計画作成会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取を行っていない場合**
- (4) **計画案の利用者又はその家族への説明並びに文書による同意及び交付を行っていない場合**
※交付は相談支援事業者に対しても実施すること。
- (5) **利用者との対面による支援を月2回以上実施していない場合**

◆ 運営基準違反について ◆ ー 地域定着支援 ー

地域定着支援の業務が適切に行われていない（次の(1)及び(2)に該当する）場合は、**所定単位数は算定できません。**

- (1) 地域定着支援台帳の作成に当たってのアセスメントに係る**利用者との面接を行っていない場合**

- (2) 適宜**利用者の居宅への訪問等を行っていない場合**

◆ 運営基準違反について ◆ 一障害児相談支援一

障害児相談支援の業務が適切に行われていない（次の(1)～(4)に該当する）場合は、**所定単位数は算定できません。**

- (1) 計画の作成に当たってのアセスメントに係る**障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族との面接を行っていない場合**
- (2) 計画案の**障害児又はその家族への説明並びに文書による同意及び交付を行っていない場合**
- (3) **サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取を行っていない場合**
- (4) モニタリングに係る**障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族との面接を行っていない場合又は当該モニタリング結果を記録していない場合**